

育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間等に関する要綱

(平成21年3月31日20川水総総第2225号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年水道局規程第10号。以下「規程」という。）第3条第3項の規定に基づき、育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第2条 育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間の割振りは、次のとおりとする。

(1) 1週間当たり19時間35分の勤務を割り振られた育児短時間勤務職員等

ア 週休日 日曜日及び土曜日

イ 勤務時間の割振り 週休日以外の日において1日につき3時間55分

(2) 1週間当たり24時間35分の勤務を割り振られた育児短時間勤務職員等

ア 週休日 日曜日及び土曜日

イ 勤務時間の割振り 週休日以外の日において1日につき4時間55分

(3) 1週間当たり23時間15分の勤務を割り振られた育児短時間勤務職員等

ア 週休日 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうち2日

イ 勤務時間の割振り 週休日以外の日において1日につき7時間45分

(4) 1週間当たり19時間25分の勤務を割り振られた育児短時間勤務職員等

ア 週休日 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうち2日

イ 勤務時間の割振り 週休日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき3時間55分勤務すること

。

(勤務時間等)

第3条 育児短時間勤務職員等の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までのうち、当該職員の承認された勤務の形態に応じ、前条各号に掲げる割り振られた勤務時間となるように所属長が定める。

2 育児短時間勤務職員等の休憩時間は、正午から午後1時とする。ただし、3時間55分の勤務時間を割り振られた日にあつて、休憩時間が定められている時間に勤務しない場合には、休憩時間を定めなくて勤務することができる。

(交替制勤務職員の育児短時間勤務)

第4条 交替制勤務職員が育児短時間勤務をする場合における週休日及び勤務時間の割振り等は、前2条の規定にかかわらず、規程第2条第2項第2号の規定に基づき、所属長が定める。

(その他の事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (23川上総庶第556号)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日23川上総庶第1446号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。